

○草津市議会事務局条例

平成9年12月22日

条例第23号

改正 平成19年3月30日条例第16号

草津市議会事務局条例（昭和29年草津市条例第25号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 議会の事務を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、草津市議会に事務局を置く。

（職員）

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

（職員の任免）

第3条 前条の職員は、議長がこれを任免する。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、議長の命を受け、書記およびその他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

（その他必要な事項）

第5条 法令またはこの条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、議長がこれを定める。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日条例第16号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。